

運営状況点検書に添付しておいてください。

記載例

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(令和 3 年 6 月分)

サービス種類 (訪問介護)
 同一敷地内で一体的に行っているサービス種類 (介護予防訪問介護相当サービス)

事業所番号 (1234567890)

事業所名 (神奈川訪問介護)

職 種	勤務形態	資格	氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月の合計	常勤換算後の人数
				火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
管理者	B		横須賀 二郎	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	110	
サービス提供責任者	B	介護福祉士	神奈川 太郎	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	176	1
訪問介護員	B	ヘルパー1級	横浜 花子	8	8	8	8	8			8	8	休	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	176	1
	D	ヘルパー2級	川崎 菊枝	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	132	
	B	ヘルパー2級	横須賀 二郎	3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	66	1.1
訪問介護員計																																		550	3.1

勤務形態 A:常勤専従 B:常勤兼務 C:非常勤専従 D:非常勤兼務
 計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 日 (a) 週 時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 時間 (c)

6月の常勤職員が通常勤務すべき日数 日 (d)

○前3月の利用者数(通院等乗降介助のみの利用者は0.1人として計算)

3月	4月	5月	前3月の平均
30	35	35	33.4

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足上げた日数
 常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 時間 (e)

●常勤換算…常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数+(非常勤職員等の勤務時間数合計÷常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))

勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法

兼務状況を確認するため、総合事業や障害サービスについても記載してください。

勤務形態一覧表は4週分のものでなく、暦月(毎月1日から末日)分のもを作成します。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(3年 6月分)

サービス種類 (

同一敷地内で一体的に行っているサービス種類

事業所名 (神奈川県訪問介護)

訪問介護
介護予防訪問介護相当サービス

訪問介護と介護予防訪問介護相当サービスの両サービスの指定を受けているのであれば、職員は両サービスを兼務していることになるので、勤務形態は常勤であればB、非常勤であればDになります。

34567890)

職種	勤務形態	資格	氏名	月							日							〇月の合計	常勤換算後の人数												
				月	火	水	木	金	土	日	日	月	火	水	木	金	土			日											
管理者	B		横須賀 二郎	2	2	2	2	2				2	2	2	2	2				2	2	2	2	2	2	2	2	2	44	—	
サービス提供責任者	B	介護福祉士	横須賀 二郎	6	6	6	6	6				6	6	6	6	6				6	6	6	6	6				6	6	132	
訪問介護員	B	介護福祉士	神奈川 太郎	8	8	8	8	8				8	8	休	8	8				8	8	8	8	8				8	8	176	1
	D	ヘルパー1級	横浜 花子	6	6	6	6	6				6	6	6	6	6				6	6	6	6	6				6	6	132	
	D	ヘルパー2級	川崎 菊枝	3	3	3	3	3				3	3	3	3	3				3	3	3	3	3				3	3	66	
				他の職務と兼務している場合は職務ごとの勤務時間を記載します																											
訪問介護員計																												506	2.8		

勤務形態 A 常勤専従 B常勤兼務 C非常勤専従 D非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間

5日 (a) 週 40時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間

8時間 (c)

〇月の常勤職員が通常勤務すべき日数

22.0日 (d)

常勤職員の休暇等については、常勤換算の計算上、勤務したものとみなすことができます。その場合、勤務形態一覧表には「休」と記載してください。非常勤職員の休暇は勤務したのものとしては認められません。

常勤職員は、他の職務を兼務していないのであれば、合計時間数に係わらず常勤換算は1となります。常勤職員が他の職務を兼務している場合、非常勤職員の場合、月途中に採用、又は、退職の場合は、「それらの人の勤務合計時間÷常勤職員の勤務すべき時間数」で常勤換算数を算出します。ただし、非常勤職員が勤務時間数として算入することができるのは常勤職員の勤務すべき時間数までとなります。

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数

(c) × (d) 176時間 (e)

(132 + 132 + 66) ÷ 176 = 1.8
1 + 1.8 = 2.8
※小数点第2位切り捨て

常勤換算 常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数 + (非常勤職員等の勤務時間数合計 ÷ 常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))

常勤の勤務すべき時間数が事業所で複数設定されることは想定されません。